

群馬県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第十六号

群馬県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、群馬県新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 新型インフルエンザ等対策本部の長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第二十三条第四項の規定に基づき国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地对策本部)

第五条 知事は、法第七条の規定により作成した群馬県行動計画（次項において「行動計画」という。）で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策本部に、新型インフルエンザ等対策本部の事務の一部を行う組織として、新型インフルエンザ等現地对策本部（以下「現地对策本部」という。）を置くものとする。

2 現地对策本部に現地对策本部長、現地对策本部員その他の職員を置き、行動計画で定めるところにより知事が任命し、又は委嘱する者をもって充てる。

3 現地对策本部長は、現地对策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十七号

群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、口腔の健康づくりが県民の全身における健康の維持増進及び回復に果たす役割の重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号。以下「法」という。）に基づき、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び歯科口腔保健の推進に係る保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に関わる者の役割を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- 二 保健医療福祉関係者 保健、医療又は社会福祉に係る業務に従事する者であつて、歯科口腔保健に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うもの（歯科医療等業務従事者及び教育保育関係者を除く。）をいう。
- 三 教育保育関係者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校又は専修学校において幼児、児童、生徒又は学生の歯科口腔保健に関する指導を行う者及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する保育所その他の保育を目的とする施設において乳幼児の歯科口腔保健に関する指導を行う者をいう。
- 四 医療保険者 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。

(基本理念)

第三条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 県民の口腔機能の獲得、低下の軽減及び維持向上を図るため、胎生期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて適切かつ効果的に歯科口腔保健に関する施策を推進すること。

二 県民が自ら生涯にわたり日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に見出し、早期に治療を受けることを促進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に係る施策その他関連施策の有機的な連携を図りつつ、関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念に基づき、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発に努めるとともに、市町村と連携を図り、地域の状況に応じた歯科口腔保健に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、歯科医療等業務従事者、保健医療福祉関係者、教育保育関係者、事業者及び医療保険者（以下「歯科口腔保健関係者」という。）と連携し、歯科口腔保健に関する必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、事業者、医療保険者その他の歯科口腔保健に関する取組を推進する者（以下「事業者等」という。）が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、歯科口腔保健に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

一 歯科口腔保健に関する知識及び理解を深め、歯科疾患の予防に向けた取組を行うこと。

二 県、市町村又は事業者等が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に積極的に参加すること。

三 定期的に歯科医師による歯科検診（健康診査及び健康診断において実施する歯

科に関する検診を含む。以下同じ。)及び歯科医師又は歯科衛生士による歯科保健指導を受けることにより、口腔の健康を保持すること。

(歯科医療等業務従事者の役割)

第六条 歯科医療等業務従事者は、県又は歯科口腔保健関係者(歯科医療等業務従事者を除く。)が実施する歯科口腔保健に関する施策又は取組への協力及び県民に対する歯科口腔保健に関する知識の普及啓発に努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第七条 保健医療福祉関係者は、その業務において県民の歯科口腔保健の推進及び県の歯科口腔保健の推進に関する施策への協力を努めるものとする。

(教育保育関係者の役割)

第八条 教育保育関係者は、乳幼児、幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)に対する歯科口腔保健に関する取組の実施並びに学生等及びその保護者に対する歯科口腔保健に関する知識の普及啓発に努めるものとする。

(事業者、労働衛生に携わる者及び医療保険者の役割)

第九条 事業者及び労働衛生に携わる者は、県内の事業所で雇用する従業員が定期的に歯科検診を受けること等の勧奨を行い、保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、県内の被保険者が定期的に歯科検診を受けること等の勧奨を行い、保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

(基本的事項の策定等)

第十条 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第十二条の規定により厚生労働大臣が定める基本的事項を勘案して、県民の歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 県は、前項の規定により基本的事項を定めた場合は、おおむね五年ごとに評価を行い、これを見直すものとする。

(基本的な施策)

第十一条 県は、県民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するも

のとする。

- 一 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発
- 二 県民に対する定期的な歯科検診及び必要に応じた保健指導を受けることの勧奨
- 三 定期的な歯科検診及び必要に応じた保健指導又は歯科医療を受けることが困難な障害のある者、介護を必要とする者、精神疾患又は認知症を有する者等に対する歯科口腔保健に関する施策
- 四 専門家による口腔ケア及び必要により希望者に対して行うフッ化物の使用等科学的根拠に基づく口腔疾患予防のための効果的な施策
- 五 新生児期から始まる健康な身体づくりのための歯科口腔保健に関する施策
- 六 妊娠期から幼児期における親子の歯科口腔保健の推進及び健全な口腔機能の獲得のための施策
- 七 生活習慣病及びがん等の周術期における歯科口腔保健に関する施策
- 八 前各号に掲げるもののほか、県民の歯科口腔保健の推進に関し必要な施策

(歯科口腔保健に関する取組への支援)

第十二条 県は、歯科口腔保健の推進を図るため、歯科医療等業務従事者等に対する情報の提供、研修の実施その他の歯科口腔保健に関する取組への支援の充実に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する実態調査)

第十三条 県は、歯科口腔保健に関する施策を推進するため、県民の歯科口腔保健の実態について、おおむね五年ごとに必要な調査を行い、適切な手段により、その結果を県民に公表するものとする。

(歯科口腔保健の知識の普及のための県民運動)

第十四条 県は、歯科口腔保健に関する県民の理解及び関心を深め、積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、毎年六月四日から同月十日までの一週間を「歯と口の健康週間」と定めるとともに、別に定める時期に歯科口腔保健に関する大会を開催することにより、歯科口腔保健が県民運動として定着するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、県民の歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の

措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後五年を経過すること、この条例の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十八号

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(群馬県立障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県立障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例(昭和四十九年群馬県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

別表第三条第一号に掲げる業務に係るサービスの項中「支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(群馬県立しるがね学園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 群馬県立しるがね学園の設置及び管理に関する条例(平成十五年群馬県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第三号中「支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第四条第一項第二号中「支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(群馬県障害者介護給付費等・障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正)

第三条 群馬県障害者介護給付費等・障害児通所給付費等不服審査会条例(平成十八年群馬県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)」に、「準用する障害者自立支援法」を「準用する障害者総合支援法」に改める。

第二条中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第三条第二項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第四条中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。
(群馬県生活福祉資金貸付事業補助条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一 群馬県生活福祉資金貸付事業補助条例(昭和三十六年群馬県条例第四十一号)

第五条第一号二及びホ

二 群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年群馬県条例第三十六号)第十条の二第二号

三 群馬県立義肢製作所の設置及び管理に関する条例(昭和六十二年群馬県条例第十三号)第八条第二項

四 群馬県精神障害者援護寮の設置及び管理に関する条例(平成六年群馬県条例第四十五号)第二条

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十九号

群馬県環境影響評価条例の一部を改正する条例

群馬県環境影響評価条例(平成十一年群馬県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「供しなければ」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(第一種事業方法書説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、第一種事業方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「第一種事業方法書説明会」という。)を開催しなければならぬ。

この場合において、当該地域内に第一種事業方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、第一種事業方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを第一種事業方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、第一種事業方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした第一種事業方法書説明会を開催することができない場合には、当該第一種事業方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、第一種事業方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第八条第一項中「前条」を「第七条」に改める。

第九条中「対し」の下に、「第七条の二第一項の規定により開催した第一種事業方法書説明会の概要を記載した書面」を加える。

第十五条中「供しなければ」を「供するとともに、規則で定めるところにより、イ

ンターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十六条の見出し中「説明会」を「第一種事業準備書説明会」に改め、同条第一項中「説明会」を「第一種事業準備書説明会」に、「説明会を」を「第一種事業準備書説明会を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が第一種事業準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十六条第一項及び同条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

第十六条第三項から第五項までを削る。

第十八条中「説明会」を「第一種事業準備書説明会」に改める。

第二十三条、第三十五条及び第四十四条第二項中「供しなければ」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第五十四条第二項中「法」の下に「第三条の七第一項、」を加える。

第五十六条第一項中「第十四条第一項第七号ハに掲げる環境の状況の把握のための措置を実施したときは、規則で定めるところにより、その結果を記載した」を「第三十八条の二第一項に規定する」に、「作成し」を「作成したときは」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第五十八条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同項第二号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改める。

第六十条第二項中「説明会」を「第一種事業方法書説明会及び第一種事業準備書説明会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の群馬県環境影響評価条例（以下「改正後の条例」という。）第七条、第十五条、第二十三条、第三十五条又は第四十四条第二項の規定は、

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る第一種事業方法書、第一種事業準備書、第一種事業評価書、第二種事業評価書又は事後調査報告書について適用する。

3 改正後の条例第七条の二（改正後の条例第十六条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る第一種事業方法書又は第一種事業準備書について適用する。

4 改正後の条例第五十六条及び第五十八条の規定は、施行日以後に環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二十七条の規定により同法第二十一条に規定する環境影響評価書（以下「評価書」という。）の公告及び縦覧を行った法対象事業者及び同法第三十八条の六第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）について適用し、施行日前に同法第二十七条の規定により評価書の公告及び縦覧を行った法対象事業者及び都市計画決定権者については、なお従前の例による。

ぐんま緑の県民基金条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十号

ぐんま緑の県民基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、ぐんま緑の県民基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 本県の森林が水源の涵養、災害の防止等の公益的機能を有し、全ての県民がひとしくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備し、及び保全していくための施策を実施するため、ぐんま緑の県民基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成二十五年群馬県条例第十二号）第四条の規定により基金に積み立てるものとされた額

二 前条に規定する目的のために寄附された寄附金の額

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十一号

群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定に基づき、群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、緑化及び森林に関する知識の普及を図り、並びに自然環境の保全に関する県民の理解を深めるとともに、県民の保健及び休養に資するため、群馬県緑化センター附属見本園（以下「附属見本園」という。）を邑楽郡邑楽町に設置する。

(附属見本園の供用日等)

第三条 附属見本園の供用日等は、規則で定める。

(行為の制限)

第四条 附属見本園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 一 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- 二 業として写真又は映画を撮影すること。
- 三 興行を行うこと。
- 四 競技会、展覧会、博覧会、音楽会、集会その他これらに類する催しのために附属見本園の全部又は一部を独占して利用すること。

五 その他附属見本園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの
知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の附属見本園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 知事は、第一項の許可に附属見本園の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第五条 附属見本園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が

特に必要と認めて許可を与えた行為については、この限りでない。

- 一 施設を損傷し、又は汚損すること。
- 二 樹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物を設置し、又は表示すること（群馬県屋外広告物条例（昭和三十九年群馬県条例第八十一号）第十三条第一項から第四項までに規定する適用除外に該当する場合で、知事が許可したときを除く。）。
- 六 立入禁止区域に立ち入ること。
- 七 指定された場所以外の場所へ道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第八号に規定する車両を乗り入れること。
- 八 野営又はたき火をすること。
- 九 その他公衆の附属見本園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

(利用の拒否等)

第六条 知事は、附属見本園を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、附属見本園の利用を拒否することができる。

- 一 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 附属見本園を損傷し、若しくは汚損し、又は公衆の附属見本園の利用に著しい支障を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- 2 知事は、附属見本園を整備し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、附属見本園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督処分)

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第四条第一項若しくは第五条の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは附属見本園からの退去を命ずることができる。

- 一 偽りその他不正な手段により第四条第一項又は第五条の規定による許可を受けた者

二 第四条第三項の規定による条件に違反した者

三 その他この条例の規定又はこの条例の規定による処分に違反した者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、第四条第一項又は第五条の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 附属見本園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二 附属見本園の保全又は公衆の附属見本園の利用に著しい支障が生じたとき。

三 その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、附属見本園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例(平成十年群馬県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

みかぼ森林公園	藤岡市
おうら創造の森	邑楽郡邑楽町

を

みかぼ森林公園	藤岡市
---------	-----

に改める。

(経過措置)

3 この条例の施行前に群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の規定によりされた県立森林公園おうら創造の森に係る許可又は許可の申請その他の手続は、この条例の規定によりされた許可又は許可の申請その他の手続とみなす。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十二号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成十五年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。
別表第二機械系の項中

X線透過検査システム	一時間につき	二、七五〇円
軟X線非破壊試験装置	一時間につき	二、五五〇円

を

X線透過検査システム	一時間につき	二、七五〇円
------------	--------	--------

に改

め、同表化学系の項中「残留応力測定装置」を「高出力X線回折装置」に、

を

ポリマー用凍結粉碎機	一時間につき	一、〇〇〇円
大気圧直接イオン化質量分析装置	一時間につき	五、三〇〇円
シンチレーションサーベイメーター	一時間につき	一〇〇〇円

に改

め、同表食品系の項中「温度勾配バイオフィオトレコーダー」を「温度勾配バイオフィオトレコーダー」に、「イソベ式製めん機」を「イソベ式製麺機」に、

ガスゆでめん器	一時間につき	三五〇円
---------	--------	------

を

ガスゆで麺器	一時間につき	三五〇円
--------	--------	------

に改

蛍光マイクロプレートリーダー	一時間につき	二二〇〇円
----------------	--------	-------

める。

別表第五試験の項中

ミニフォオカス	垂直照射	一枚	一、八〇〇円 (一枚を超えるときは、その超える枚数一枚ごとに七〇〇円を加えた額)
	水平照射	一枚	四、〇〇〇円 (一枚を超えるときは、その超える枚数一枚ごとに一、〇〇〇円を加えた額)

を

ミニフォオカス	水平照射	一枚	四、〇〇〇円 (一枚を超えるときは、その超える枚数一枚ごとに一、〇〇〇円を加えた額)
---------	------	----	---

に改め、同表

分析の項中

深さ方向分析	深さ方向分析	一元素一〇水準につき	三五、〇〇〇円 (一元素又は一〇水準を超えるときは、その超える一元素又は一〇水準ごとに二六、〇〇〇円を加えた額)
--------	--------	------------	---

を

深さ方向分析	深さ方向分析	一元素一〇水準につき	三五、〇〇〇円 (一元素又は一〇水準を超えるときは、その超える枚数一枚ごとに七〇〇円を加えた額)
--------	--------	------------	---

機械系CAD設計	一時間につき	三、一五〇円
----------	--------	--------

機械系CAD設計	一時間につき	三、一五〇円
----------	--------	--------

コンピュータによる設計又は解析の項中

配光測定	光束測定	
	分光分布	全光束
一件につき	一件につき	一件につき
一、二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円

に改め、同表

配光測定	光束測定	
	分光分布	全光束
一件につき	一件につき	一件につき
知事の定める額	知事の定める額	知事の定める額

を

別表第六試験の項中

る。

緩和時間測定	一件につき
--------	-------

を

緩和時間測定	一件一温度条件につき
--------	------------

に改め

面分析		一時間	水準を超えるときは、その超える一元素又は一〇水準ごとに二六、〇〇〇円を加えた額)
二六、〇〇〇円(一時間を超えるときは、その超える時間一時間までごとに九、〇〇〇円を加えた額)			

に、

める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

光学シミュレーション	一時間につき	四、六〇〇円
------------	--------	--------

に改

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

群馬県条例第二十三号

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

群馬県道路占用料徴収条例(昭和二十八年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表令第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第七条第二号に掲げる工作物	占有面積一 平方メートルにつき一 年	一、〇〇〇 円	八二〇 円
----------------	--------------------------	------------	----------

別表令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料及び令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に、「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表令第七条第六号に掲げる施設、令第七条第七号に掲げる施設、令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場、令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物、令第七条第十号に掲げる器具及び令第七条第十一号に掲げる施設の項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「第七条第七号」を「第七条第九号」に、「第七条第八号」を「第七条第十号」に、「第七条第九号」を「第七条第十一号」に、「第七条第十号」を「第七条第十二号」に、「第七条第十一号」を「第七条第十三号」に改め、同表の備考第五号中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県知事 大澤 正明

群馬県営住宅設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

群馬県条例第二十四号

群馬県営住宅設置条例の一部を改正する条例

群馬県営住宅設置条例(昭和三十九年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表中

元総社県営住宅	を	元総社第一県営住宅 元総社第二県営住宅
---------	---	------------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表に掲げる元総社第二県営住宅の入居に必要な群馬県営住宅管理条例(昭和三十五年群馬県条例第三十二号)第十二条第三項の規定による承認その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

群馬県知事 大澤 正明

群馬県立学校の入学料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十五号

群馬県立学校の入学料等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立学校の入学料等に関する条例(昭和二十三年群馬県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「入学を許可された」を「入学する」に改める。

第三条中「入学願書又は転学願書に添えて、」を「出願の時までに」に改める。

第三条の二第一項中「入学を許可された者は、入学の当日に」を「入学する者は、入学の当日までに」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十六号

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(群馬県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 群馬県立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、一七三人」を「三、一五三人」に、「三、六三八人」を「三、六一八人」に改め、同項第三号イ中「五五三人」を「六八一人」に、「七人」を「八人」に、「三三人」を「三二人」に、「五八二人」を「七二〇人」に改め、同号ロ中「五三六人」を「五五七人」に、「六六人」を「七四人」に、「六二八人」を「六五七人」に改める。

(群馬県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 群馬県市町村立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「六、七二二人」を「六、六九二人」に、「八一人」を「七三人」に、「三三九人」を「三三四人」に、「七、一四二人」を「七、〇九九人」に改め、同項第二号中「四、一一六人」を「四、一一七人」に、「一八三人」を「一八七人」に、「四、三四〇人」を「四、三四五人」に改め、同項第三号中「三〇七人」を「二〇八人」に、「三人」を「二人」に、「二二人」を「八人」に、「三三二人」を「二二八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

群馬県条例第二十七号

群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事 大澤 正明

群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「五十五歳」を「前項の規定にかかわらず、五十五歳」に、「に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給(高等学校等教育職給料表及び小学校中学校教育職給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級が四級であるもの並びに事務職給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級が七級であるものにあつては、三号給)」とあるのは、「二号給)」を「の昇給については、教育委員会規則で定める場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、二号給を上限として教育委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年群馬県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「及び第六項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年三月二十六日

群馬県条例第二十八号

群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事 大澤 正明

群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和六十二年群馬県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一本館の項中

第四研修室	
甲類	九八〇円
乙類	一、九六〇円
甲類	一、三〇〇円
乙類	二、六〇〇円

一、四二〇円	三、七〇〇円
二、八四〇円	七、四〇〇円

を

第四研修室		第五研修室	
甲類	九八〇円	甲類	九八〇円
乙類	一、九六〇円	乙類	一、九六〇円
甲類	一、三〇〇円	甲類	九八〇円
乙類	二、六〇〇円	乙類	一、九六〇円

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)